

協働推進の基本指針 (改訂版の概要)

協働推進の基本指針とは？

協働推進の基本指針は、「横浜コード」を基本的な理念とし、横浜市の施策・事業を協働の視点を持って推進するため、市民の皆様と行政との共通の拠り所となる緩やかなルールとして、平成16年7月に策定しました。

その後8年間の経過し、この間、様々な社会的状況の変化が生じる中で、数多くの協働施策が実施され、関係条例や市民活動拠点の整備も進み、地域の絆を深め、協働をさらに進める必要が生じたことから、今回の見直しにいたしました。

見直しのポイント

- ・身近な地域での協働による課題解決を推進するため、様々な主体が共に考え、話し合い、行動することが重要であることを記載
- ・中間組織等が市民の立場に立って相談や調整等を行う、コーディネート機能の強化が重要となることを記載
- ・指針策定後8年の経過を踏まえ、時間経過や協働を取り巻く社会的状況の変化などに対応した文言等の修正

この指針の役割

市民と行政が相互の自主性を尊重し、対等の立場で一緒に地域課題や社会的課題に取り組むための拠り所となります。

【横浜コード 「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」】

- | | |
|------------|-----------------------------------------|
| ① 対等の原則 | 市民活動と行政は対等の立場に立つこと |
| ② 自主性尊重の原則 | 市民活動が自主的に行われることを尊重すること |
| ③ 自立化の原則 | 市民活動が自立化する方向で協働を進めること |
| ④ 相互理解の原則 | 市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと |
| ⑤ 目的共有の原則 | 協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること |
| ⑥ 公開の原則 | 市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること |

平成24年10月

横浜市

「協働推進の基本指針」の概要

1 協働の理念

(1) 様々な主体が公共を支えあう社会

自らめざすところにより活動していくための自由と権利が保障され、同時に、お互いを尊重しあい、自己のみの利益追求だけでなく、相互に助け合うことのできる協働型社会を目指します。

(2) 横浜市における協働の経緯

ア 高度経済成長期～1990年代

人口が急増する中で、活発な市民活動が展開され、協働の取組事例も出てきました。

イ 横浜コードの提案

1999年に横浜コードが提案され、2000年には「市民活動推進条例」を制定しました。

ウ 基本指針の策定以降

2004年の基本指針策定以降、様々な協働の実践や協働のための環境整備が進み、2011年に「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」、2012年には「横浜市市民協働条例」を制定しました。

(3) 協働とその原則

この指針での協働とは、「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」とし、横浜コードの原則（対等、自主性尊重、自立化、相互理解、目的共有、公開）にのっとり進めます。

(4) 協働にふさわしい領域

当事者性を重視したきめ細かな対応や地域社会の主体的な取組などが必要な分野が今日の社会状況からふさわしいと考えますが、社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に考えます。

(5) 協働の主体

この指針では、主として、公益的・社会貢献的な活動を行う団体・グループと横浜市が、協働のパートナーとなる場合を想定していますが、身近な地域で、多様な主体同士が進める協働の取組も、ますます重要になります。

ア 市民活動団体等との協働

イ 自治会町内会を中心とした地域組織との協働

ウ 企業との協働

(6) 協働を進めるにあたって

ア 「協働で取り組む」という共通認識と合意を得るプロセス

「協働で取り組む」という合意を文書（協働協定書など）で確認し、事業の節目で振り返りの場を持って検証することが大切です。

イ 参画の輪を広げる働きかけ

より多くの人に理解してもらい、幅広い立場の人が参画しやすい配慮が必要です。

2 協働の土壌を耕す ―「参加と協働による地域自治」の基盤づくり―

(1) 自立した市民の存在と行政職員の意識改革・能力開発

ア 協働の礎となる市民の課題意識と自治意識

市民自らが課題に気づき、課題を共有して取り組むという姿勢が必要です。

イ 行政職員の意識改革と能力開発

積極的に協働の現場に行くことや協働の相手方とのミーティングを重ねる経験が有効です。

ウ 違いの認識と相互理解

窓口となる担当者が協働のメリットを認識し、相手の主張に耳を傾ける姿勢が必要です。

(2) 相互信頼の醸成 ～情報共有のための場の形成～

ア 情報共有の推進

とりわけ、行政は徹底した情報公開とわかりやすい情報提供に努めることが必要です。

イ 双方向型コミュニケーションの促進

インターネットの普及で生まれた新しいコミュニケーション手段も活用します。

ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター

市民活動支援センター等の中間組織がコミュニケーションの促進を図ります。また、組織をつなぐコーディネーターの存在やコーディネーター同士のネットワーク化が求められます。

(3) 身近な地域での合意形成 ～地域課題の共有とコーディネート～

ア 協働による地域の課題・資源の把握と共有

協働で地域の状況を調査したり、調査結果を情報発信したりすることが重要です。

イ 課題解決に向けた地域での合意形成と施策への反映

課題の解決や資源の活用について、市民の間で意見交換し、合意形成することが重要です。

ウ 地域での協働による自治の推進

身近な地域で協働の取組を積み重ねる中で、地域自治の仕組みが形作られていきます。

エ コーディネート機能の強化

中間組織は、市民の立場に立って、協働を進める上での相談に応じる役割が重要です。

(4) 実施のための環境整備

ア 地域に密着した活動拠点の確保

各区の市民活動支援センターや地区センター、地域ケアプラザなどの活用を図ります。

イ 地域活動の人材育成と派遣

各区の市民活動支援センターなどが、幅広い世代の参画を促すことが必要です。

ウ 柔軟で多様な財政支援の実現

多様な助成制度や、寄付文化の醸成を通じて市民自身が市民活動を支える環境が必要です。

エ 住みよいまちを市民とともにつくる区役所の実現

「地域協働の総合支援拠点」としての区役所づくりを進めます。協働の障害となる縦割りの弊害を取り除き、市民からの改善の提案を柔軟に受け止める姿勢が大切です。

指針策定・改訂の経過

- 平成 9年11月 横浜市市民活動推進検討委員会設置
- 11年 3月 横浜市市民活動推進検討委員会から「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」提案
- 12年 7月 横浜市市民活動推進条例施行
8月 横浜市市民活動推進委員会設置
- 15年11月 第一次案（骨子）をコラボレーションフォーラム横浜において発表
- 16年 1月 協働のありかた研究会よこはまから意見・提案書受理
2月 横浜市市民活動推進委員会から意見具申
4月 横浜市原案発表
パブリックコメント実施（4月21日～5月28日）
7月 協働推進の基本指針 確定・発表
- 23年 1月 協働推進の基本指針見直しに着手
3月 横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例制定
協働推進の基本指針振り返り基礎調査報告
5月 横浜市市民活動推進委員会で見直し案を検討
（以降、24年9月までに7回）
- 24年 1月 指針見直しのための市民との意見交換会を開催
4月 横浜市見直し原案発表
パブリックコメント実施（4月16日～5月15日）
6月 横浜市市民協働条例制定
10月 協働推進の基本指針改訂版 確定・発表

お問い合わせ

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市 市民局 市民協働推進部 市民活動支援課

TEL : 045-227-7915

FAX : 045-223-2032

Eメール: sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp

ホームページ URL

<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/tishin/index.html>